

「公務員賃下げ違憲訴訟」の公正な判決を求める署名

2012年2月29日、国会は、国家公務員の給与を2012年4月から2年間にわたって平均7.8%引き下げる「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下、「賃下げ特例法」)を衆・参両院あわせてわずか5時間足らずの審議で成立を強行しました。

現在、国家公務員は、すべての労働者に保障されている労働基本権が一方的に剥奪されており、その「代償措置」として人事院勧告によって給与等が決定される仕組みになっています。「賃下げ特例法」は、「代償措置」である人事院勧告を無視したものであり、以下に示すとおり憲法違反の法律です。

第1に、憲法28条は、公務員を含むすべての勤労者に労働基本権を保障していますが、過去の判例は、公務員の地位の特殊性と職務の公共性を理由に、労働基本権制約の代償措置が存在し、その機能が完全に果たされることを前提に、国家公務員労働者の労働基本権制約を合憲としてきました。

「賃下げ特例法」は、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告を無視したものであり、憲法に違反するものです。

第2に、憲法28条及び過去の判例によって、人事院勧告制度が国家公務員労働者の労働基本権制約の代償措置として合憲の基礎と位置づけられていることからすれば、人事院勧告に基づかない法案を制定しようとする場合、国は、国家公務員と誠実に妥結に向けた団体交渉を行い、その同意を得ることなく、一方的に不利益を課す行為を行ってはならない憲法上の義務を負っています。「賃下げ特例法」成立過程において団体交渉は一切行われず、国家公務員労働組合の不可侵の権利である団体交渉権を侵害するものであり、憲法違反です。

国家公務員の賃金は、625万人の地方公務員や独立行政法人、私立学校、市立病院、社会福祉施設、農協・漁協職員などに影響します。既に、独立行政法人では同様の賃下げが実施されていますし、地方公務員にも賃下げ提案が行われています。国家公務員の賃下げは、デフレ経済の下にあって地域経済にも多大なマイナスの影響を及ぼし、税収をも引き下げ、格差と貧困をいっそう深刻にすることは明らかです。

貴裁判所におかれましては、以上のことを踏まえ、十分な審理の上で公正な判決を下されますようお願いいたします。

○署名用紙に記入された氏名・住所は、要請として提出する目的以外に使用することはありません。

氏	名	住	所

【取り扱い団体】

日本国家公務員労働組合連合会

(略称:国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

国公労連で検索

公務員賃下げの問題点

①「賃下げ特例法」は過去の判例からも憲法違反

○全農林警職法事件判決（最高裁大法廷昭和48年4月25日判決・最高裁判所刑事判例集27巻4号547頁）

「公務員についても憲法によってその労働基本権が保障される以上、（中略）その労働基本権を制限するにあたっては、これに代わる相応の措置が講じられなければならない。」

「公務員は、労働基本権に対する制限の代償として、制度上整備された生存権擁護のための関連措置による保障を受けている」ことを理由に、労働基本権の制約を憲法28条に違反するものではないと結論

○全農林人勤スト処分事件判決補足意見（最高裁第二小法廷平成12年3月17日判決・労働判例780号6頁）

「適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件なのであり、国家公務員についての人事院勧告制度は、そのような代償措置の中でも最も重要なものというべきである。したがって、人事院勧告がされたにもかかわらず、政府当局によって全面的にその実施が凍結されるということは、極めて異例な事態といわざるを得ない」と指摘

「賃下げ特例法」は、人事院勧告を無視して行われたものであり判例からも違憲です。

② 公務員の賃下げは、「日本経済に大きな打撃」を与えます

国家公務員の賃金は、地方公務員や公務員に準拠する民間労働者約 625 万人に直接影響します。この数は日本のすべての労働者（企業の役員を除く）4,898 万人の1割を超えています。

下表は労働運動総合研究所が、「国家公務員賃金 7.8%削減の経済に対する影響」を試算したものです。7.8%の賃下げで、家計収入は2兆7千億円も減少し、家計消費は2兆円減少。国内生産とGDP、税収のそれぞれが大幅に減少してまいります。

国家公務員賃金 7.8%削減の経済に対する影響

	家計収入 減少総額	家計消費 減少額	国内生産 減少額	付加価値 (=GDP) 減少額	税収 減少額
	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)
正規職員	-26,422	-19,679	-44,567	-23,194	-4,117
非常勤・臨時職員	-651	-552	-1,041	-541	-96
合計	-27,073	-20,231	-45,608	-23,735	-4,213

さらに、民間企業の中には自社の賃金決定に国家公務員の賃金水準を活用する例も見られるため、民間全体の賃下げに連動してまいります。

公務員と民間労働者の賃下げが互いに連動する「賃下げの悪循環」は、労働者の生活悪化をもたらすとともに、内需を冷え込ませ、景気をますます悪化させてまいります。

国家公務員賃金 7.8%削減の影響試算（家計収入減少額試算）

(労働総研調査基礎データをもとに 7.8%削減額を試算)

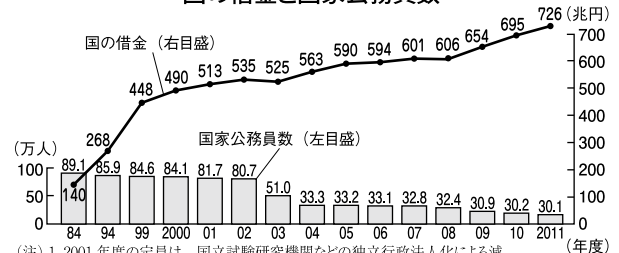
産業・職種	職員数 (万人)	年間収入 (千円)	給与総額 (千円)	7.8%削減額 (千円)	備考
国家公務員	64.1	6,339.0	406,329.9	▲31,693.7	一般職、特別職、検察官
非常勤職員	3.2	1,766.0	5,651.2	▲440.8	基幹業務など事務補助職員
国会議員・秘書	0.3	13,642.1	4,092.6	▲319.2	議員 722 人、秘書 2,166 人
駐留軍関係	2.6	5,041.3	13,107.4	▲1,022.4	在日米軍基地などの従業員
国立大学法人	12.1	8,010.6	96,928.3	▲7,560.4	教員+職員=計 12 万 1201 人
独立行政法人	7.4	7,306.0	54,064.4	▲4,217.0	特定 8 法人を除く非特定 96 法人
一般職地方公務員	243.9	6,253.1	1,525,131.1	▲118,960.2	一般職、技能、教育、警察
特別職地方公務員	4.7	6,740.7	31,681.3	▲2,471.1	知事、市町村長、議員、公営企業の管理者など
自治体臨時職員	41.2	1,889.2	77,835.0	▲6,071.1	短時間パートを除く
地方公営企業	37.6	7,612.0	286,211.2	▲22,324.5	水道、交通、電気、ガス等
日本郵便	18.4	6,110.7	112,436.9	▲8,770.1	正規+契約等=計 18 万 4200 人
私立学校	26.4	5,988.7	158,101.7	▲12,331.9	幼・小・中・高の教職員数
政府系金融機関	0.9	8,345.9	7,511.3	▲585.9	政策投資、商工中金、国金公庫
民営病院	96.4	4,739.6	456,897.4	▲35,638.0	従業員総数の 33%が準拠
社会福祉施設	63.9	3,467.3	221,560.5	▲17,281.7	児童福祉とその他社会福祉施設
農業共済	0.7	5,705.1	3,993.6	▲311.5	ほほ国公の一般職に準拠
漁業協同組合	1.3	4,543.6	5,906.7	▲460.7	調査報告書による
森林組合	0.7	5,058.5	3,541.0	▲276.2	年間賞与は 3,145 月で推計
合計	625.8	5,546.5	3,470,981.4	▲270,736.6	

(注)①職員数・年間収入とも、発表されている直近データ（平成 22 年度、21 年度など）採用。
②一部公表されていないものについては、関係団体の推計数値をもとに試算。

③「財政事情と公務員人件費」は無関係です

近年、国家公務員人件費は大きく減少しているにもかかわらず、その一方で財政赤字が増加し続けています。国家公務員の人件費が財政赤字を増大させた原因でないことは明らかです。

国の借金と国家公務員数



(注) 1. 2001 年度の定員は、国立試験研究機関などの独立行政法人化による減。
2. 2003 年度の定員は、郵政事業の郵政公社化と印刷、造幣の独立行政法人化による減。
3. 2004 年度の定員は、国立大学の法人化と国立病院・療養所の独立行政法人化による減。
資料：「国の借金」は財務省の「公務員数」は総務省の発表データ

また、公務員数は、日本は人口1千人当たり 31.6 人であるのに対し、ドイツ 54.3 人、イギリス 77.2人、アメリカ 77.4 人、フランス 86.6 人でOECD（経済協力開発機構）加盟国中最低となっています。今日の財政状況を生じさせた主要な原因は、財政構造と、数次にわたる大型の緊急経済対策や為替介入などの大規模な財政出動によるものといえます。

④「復興財源の確保」になりません

国家公務員の賃金引き下げによって、年間約2900億円の歳出が削減可能とされていますが、東日本大震災からの復興のために必要とされる財源は、数十兆円に及ぶものであり、到底賄えるようなものではありません。